

特集
まえがき

特集 超低周波・低周波音、 電磁波による健康被害

浅妻 裕

技術の発達、資源・エネルギーの利用により我々の生活の利便性は日々高まっている。日本国内でいえば、ほぼすべての国民や企業は容易に電力供給サービスにアクセスすることができる。それにより、さまざまな家電製品や通信機器の利便性を享受し、企業は利益を生み出している。2011年の福島原発事故以降、再生可能エネルギーが固定価格買取制度の下で急速に普及していることから、多少なりともわれわれの日々の生活はその恩恵に与っているはずである。また、スマートフォン・携帯電話やパソコンの無線LANなど、無線通信機器をまったく使わない日はない、という人は多いだろう。

多くの人々がこれらから多大なる便益を享受している一方で、これらを生み出している関連施設ないしは製品に起因する健康被害が顕在化してきた。しかし、その被害への社会的な認知や理解、予防的措置を含めた政策的取り組み、というところには至らない現状がある。これらの問題が、多数が享受する便益を背景に、「因果関係がはっきりしない」として「エゴ」や「思い込み」で片づけられてしまうことはあってはならない。われわれがこれまで経験してきた公害・環境問題の被害構造とも被せられるのである。そこで、今回「北海道支部創立50周年記念」として2016年10月30日に行われたシンポジウム報告の一部を再構成し特集を組んだ。

松井論文は、かつて日本では低周波音対策が先駆的に進められたり、ヒートポンプ室外機からの低周波音による被害の因果関係が認められたりしていたにも関わらず、現在では風車騒音に起因する健康影響を矮小化していると指摘す

る。また、低周波刺激は「聞こえる、聞こえない」という「音の大きさ」の問題ではなく、前庭器官への刺激によっておこるものであり、このことを無視した環境省の影響評価指針を厳しく批判する。

市川論文では、顕在化してきた風力発電被害に対する有効な法的手段を検討している。健康被害について、風車との因果関係に関する研究は徐々に増えつつあるものの、確定的な関係が認められてはいない。そこで氏は不快感の「受忍限度」設定により、差し止め等の法的可能性を展望する。ただし、いかなる法的手段をとろうにも、低周波音と健康被害との因果関係をはじめ、科学的研究が著しく不足しているとわれわれに課題を投げかけている。

加藤論文では電磁波過敏症の被害が世界的に増えつつあり、科学的調査も進みつつある現状が述べられる。発症者は、日々の家庭や社会での生活で多くの制約が課せられていることが理解できる。今後も電磁波発生源が増加することが見込まれるなかで、症状への社会的理解に基づいた対策の必要性を訴える。

松井論文でも紹介された石狩湾をはじめ、各地で風力発電施設の大規模開発が進められている。電磁波を含めて、リスクの可能性が社会的に理解されるためには専門家の言葉がきわめて重要である。本誌では今後もこれらの問題を扱い、市民に対して科学的知見に基づいた情報を提供していきたいと考えている。

(あさづま・ゆたか：『日本の科学者』客員
編集委員・北海学園大学、経済学)